

諮問番号：諮問第 272 号

答申番号：答申第 272 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 78 条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る「生活保護法第 78 条の決定通知書」（以下「本件処分通知」という。）別紙【処分理由】の「処分対象の事実」では、審査請求人が平成 30 年 10 月 10 日及び同年 11 月 29 日、A 氏からそれぞれ 120,000 円、80,000 円を受領したこと（以下「本件就労外収入」という。）並びに平成 31 年 1 月 30 日、生活保護の実施機関である北九州市小倉北福祉事務所長（以下「保護の実施機関」という。）の職員が収入の有無を尋ねた際に平成 30 年 10 月及び 11 月の収入はない旨を回答したことが指摘されている。

しかしながら、本件処分通知には、不正受給時期が「平成 30 年 10 月 10 日～令和元年 11 月 30 日」と記載されており、令和元年 11 月 30 日という点が上記の時期と整合しない。また、根拠資料も添付されておらず、不正受給と認定した根拠が明らかでない。さらに、就労外収入を申告していないという不作為と「不実の申請」という作為の関係も不明である。

- (2) 処分庁の独自の解釈に基づく本件処分の違法性

「収入未申告等の場合（中略）には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第 63 条と法第 78 条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。」とされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001

号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。) IV)。具体的には、「標準で考えるべき」とされている(「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。) 問 13-1)。

この点について、処分庁は、「不実の申請その他不正な手段」に該当するためには、審査請求人の行為が「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠匿すること」のいずれかに該当する必要がある。」との解釈論を述べるが、いずれも、「標準」からかけ離れた根拠のない独自の解釈と言うほかない。

その上で、処分庁は、「保護の実施機関の職員が平成 31 年 1 月 30 日に審査請求人宅を訪問した際に、平成 30 年 10 月から 12 月分までの就労外収入について、本件就労外収入があるにもかかわらず、自ら進んで当該期間の「働きによらない収入」欄に 0 円と記載し、事実と異なる虚偽の収入申告書を提出している。」こと及び「これらの審査請求人の言動は、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」に該当する(なお、正しく収入を申告していないという意味で、「消極的に事実を故意に隠匿すること」にも同時に該当する。)」と述べている。

したがって、この点も処分庁が「標準」からかけ離れた根拠のない独自の解釈を基礎として認定・判断したものであって、本件処分は違法である。

ア 「積極的に虚偽の事実を申し立てること」に該当しないこと

処分庁は、前述のとおり、「事実と異なる虚偽の収入申告書を提出している」ことを本件処分の根拠としているようである。

しかしながら、当該審査請求人宅への訪問が定期訪問であることは、処分庁が提出したケース記録票 86 頁の記載から明らかであるところ、定期訪問における就労事実等の確認はごく一般的・形式的な質問にとどまるにすぎない。収入申告書の提出も同様である。不注意で審査請求人が書き漏らした可能性も考えられるのに、その点の調査も尽くさないまま、「積極的に虚偽の事実を申し立て」たとまで認定・判断することはできないと言うべきである。

そもそも、処分庁は、審査請求人が B 銀行 C 支店の普通預金口座(以下「預金口座」という。)を保有していることは当初から知っており、調査により入金の実態を把握することは極めて容易であった。審査請求人が預金口座の存在を殊更に隠していたなどの形跡もない。預金通帳への記帳も適切にされており、現金手渡しにするとか、別人名義の預金口座に入金させるといった作為が加えられた形跡もない。

結局、A氏による入金から1年程度が経過した令和元年10月11日まで、当該入金の性質について個別に審査請求人に対して尋ねた形跡はない。同日にその点を特定して個別に質問をした際には、審査請求人は隠そうとすることもなく、ケース記録票98頁に記載のとおり、「分からない。何のお金か記憶にない。」と述べている。

以上のとおり、処分庁の独自の解釈を前提としても、「積極的」と評価すべき審査請求人の具体的な行為が見当たらず、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」に該当すると認定・判断することなどできるはずがない。

実際に、A氏から入金がある前、知人のD氏から頼み込まれて自己名義の預金通帳を2回にわたり貸与したところ、特に何事もなく、預金通帳を返却してもらったものの、その後、平成30年10月10日及び同年11月29日にA氏から入金されていた。A氏なる人物は一切知らず、入金に心当たりもなかったため、自らの収入と考えず、一切費消せず、報告もしなかったものである。そして、当該入金に相当する額は、D氏が引き出したものである。

したがって、審査請求人が関与していない銀行取引について、「積極的に虚偽の事実を申し立て」たと認定したことは誤っている。

イ 「消極的に事実を故意に隠匿すること」にも該当しないこと

(ア) 故意の認定・判断が一般的に困難であること

一般に、故意は個人の主観であって、これを第三者が認定・判断することは容易ではなく、刑事事件においても、単に個人の自白だけで故意が認定されていないことはその証左である（日本国憲法第38条第3項参照）。当然ながら、過失の場合は故意ではないのであるから、過失との区別も問題となる。

問答集問13-1の答が、法第78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。」及び「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」といった標準を設けて、できるだけ客観的に認定・判断することができるようにしているのは、当然とすべきである。

この点に関連して、神戸地裁平成30年2月9日判決は、次のように判示している。

「法78条1項は、被保護者の収入未申告等の行為が、生活保護制度の悪用と

評価できる行為に当たる場合にのみ適用すべきであり、そうでない場合には、法 63 条を適用すべきものと解するのが相当である。そして、被保護者の収入未申告等の行為が前記のように評価できる行為に当たるかどうかは、申告等に当たり明らかに作為を加えた場合や、保護の実施機関又はその職員から申告等の不審について説明を求められたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったような場合のように、行為そのものが持つ不正な性質が明確で、前記のとおり評価が直ちにできる行為がある一方、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかった場合や、保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書の内容が虚偽であることが判明したときのように、行為そのものが持つ不正な性質が明確とはいえないものについては、当該行為が行われた際の具体的状況や、行為者の目的等の主観的事情をも判断要素として考慮に入れて、当該行為が法 78 条 1 項を適用すべき生活保護制度の悪用と評価できる行為といえるかどうかを客観的に判断すべきものと解するのが相当である。」

すなわち、故意も法第 78 条第 1 項の適用の可否を判断するための一要素としかとらえていないのである。

以上のような判断の枠組みがあるにもかかわらず、審査請求人が A 氏からの入金を隠匿したことを認めた形跡がない本件処分に係る事案において、処分庁が「消極的に事実を故意に隠匿すること」にも該当すると認定した根拠が問題となる。

(イ) 消極的に事実を故意に隠匿すること

処分庁は、「保護の実施機関の職員が平成 31 年 1 月 30 日に審査請求人宅を訪問した際に、平成 30 年 10 月から 12 月分までの就労外収入について、本件就労外収入があるにもかかわらず、自ら進んで当該期間の「働きによらない収入」欄に 0 円と記載し、事実と異なる虚偽の収入申告書を提出している。」ことを「消極的に事実を故意に隠匿すること」に該当すると主張しているが、誤っている。

確かに、審査請求人は就労外収入があったことを記載しなかったという不記載の事実は認定できるが、それを超えて、「故意」や「隠匿」を認定できるだけの事実関係は一切明らかでない。処分庁の事実認定は経験則・論理則に反する。

上記アのとおり、A 氏による入金から 1 年程度が経過した令和元年 10 月 11

日には、審査請求人はこれを隠そうとすることもなく、「分からない。何のお金か記憶にない。」と述べている（ケース記録票 98 頁）。このことから、「故意」や「隠匿」を認定することはおよそ不可能と言うべきである。

(ウ) 小括

以上のとおり、処分庁の独自の解釈を前提としても、「消極的に事実を故意に隠匿すること」に該当すると認定・判断することなどできるはずがない。

(3) 収入未申告があった場合の必要な調査を尽くしていない違法

手引Ⅲの 2 は、保護受給中に収入未申告等があった場合の対応について、次の対応を定めている。

- (1) 本人に対する収入申告書等の提出指導
- (2) 就労先（事業者等）に対する確認方法
- (3) その他の確認方法
- (4) 本人に対する事実確認

また、(4) については、(5) 「本人に対する事実確認に当たっての留意事項」において、「原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。」とも定めている。

しかしながら、本件処分に係る事案では、少なくとも (4) 及び (5) のような確認が実施されていないことは明らかである。

したがって、本件処分は、収入未申告があった場合の必要な調査を尽くしていない違法もある。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分の法第 78 条の適用及び費用徴収額の算定については、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件処分は、審査請求人に未申告の就労外収入があることを理由として行われたものであるため、法第 78 条の適用及び費用徴収額の算定について違法又は不当な点がないかどうか、以下判断する。

(1) 法第 78 条の適用について

法第 61 条は、生計の状況に変動があったときの届出の義務を、「生活保護法による

保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のイの(ア)は、仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上収入として認定することを適当としないもの以外は、全て認定する旨を定めている。

また、法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長はその費用の額の全部又は一部をその者から徴収する旨を、手引IVの4の(1)は、法第78条の不実の申請その他不正な手段とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる旨、及び被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても、法第63条でなく法第78条を適用すべき旨を定めている。

このことについて、審査請求人が保護の実施機関に提出した、平成30年7月3日付け「生活保護法第61条に基づく収入の申告について(確認)」には、収入の申告義務等について記載されており、保護の実施機関から説明を受け理解したことを認める審査請求人の署名及び押印があることから、審査請求人は、本件就労外収入について収入申告が必要であることを認識していたことが認められる。

また、審査請求人の預金口座にはA氏から、平成30年10月10日付けで120,000円が、同年11月29日付けで80,000円が振り込まれている一方で平成31年1月30日付け収入申告書において、「働きによらない収入」として本件就労外収入を申告していない。

したがって、審査請求人は、本件就労外収入を保護の実施機関に申告しなければならぬと認識していたにもかかわらず、収入の申告を怠ったことが認められる。

このことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当し、法第78条の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものであると言える。

よって、法第78条の適用に違法又は不当な点はない。

(2) 費用徴収額の算定について

問答集問13-23は、収入認定の際に認められる控除の適用に当たって、法第78条を適用する場合、「意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」と定めている。

このことについて、本件就労外収入の合計は200,000円であり、審査請求人から本

件就労外収入についての説明はなされていない。

一方、本件処分における「不正受給時期」である平成 30 年 10 月から令和元年 11 月までの間に、保護の実施機関が審査請求人に支給した保護費は 2,214,505 円であることが認められる。

したがって、保護費が本件就労外収入を明らかに上回るため、費用徴収額は本件就労外収入の全額となり、費用徴収額の算定に違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 「不正受給時期」について

審査請求人は、本件処分通知には、不正受給時期が「平成 30 年 10 月 10 日～令和元年 11 月 30 日」と記載されており、審査請求人に A 氏からの未申告収入が発生した時期と整合しない旨を主張している。

しかしながら、本件就労外収入の受領日は平成 30 年 10 月 10 日及び 11 月 29 日であり、当該不正受給時期に同日が含まれているところ、本件処分通知を見ると、当該不正受給時期によって不正受給額が変動するものでないことは明らかである。

また、仮に、当該不正受給時期の記載に誤りがあったとしても、本件処分の内容に影響を与える可能性はないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 本件処分通知における理由の提示について

審査請求人は、「根拠資料も添付されておらず、不正受給と認定した根拠が明らかでない。さらに、就労外収入を申告していないという不作為と「不実の申請」という作為の関係も不明である。」と主張している。

当該主張は、処分庁が行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項及び第 3 項の規定による書面による理由の提示を欠いていることから、本件処分が違法又は不当であるという主張と解される。

このことについて、本件処分通知の別紙には、処分対象の事実、根拠法令等及び処分の理由が具体的に記載されており、これらの記載内容は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを審査請求人においてその記載自体から了知し得るものであるとすることができる（最高裁昭和 60 年 1 月 22 日第三小法廷判決参照）。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

ウ 本件就労外収入が発生した時期に自己名義の預金通帳を知人に貸与していたとい

う主張について

審査請求人はD氏に自己名義の預金通帳を2回にわたり貸与した際に、A氏からの入金を受け、D氏が引き出したもので、自分はA氏なる人物は知らないし、入金に関心も無い旨を主張している。

しかしながら、審査請求人からは、当該主張を裏付ける挙証資料は提出されていない。

また、仮に、当該知人がD氏である場合、「お世話になっている人から頼まれたため断れなかった。」という事情があったとしても、「特に何事もなく、預金通帳を返却してもらった」と主張していることから、審査請求人は自発的にD氏に預金通帳を貸与したと言うことができ、暴行又は脅迫等により意に反して預金通帳を取り上げられたといった事実は認められない。

さらに、審査請求人は、D氏に預金通帳を貸与している間も、銀行に直接問い合わせるなどして、預金口座の利用状況を把握することや、預金口座の利用停止、預金通帳の再発行等の手続を取る等により、預金口座への他人による関与を排除することができることから、自身の管理下に置いていたと言うことができる。

そうすると、本件就労外収入について、D氏が引き出したものであり、審査請求人に心当たりがなかったとしても、自身の管理下に置いていた預金口座に入金があった以上、審査請求人には、法第61条の規定により、本件就労外収入があった事実や経緯等の詳細を、保護の実施機関に対して適切に申告すべき義務があったと言える。

そして、当該義務があったにもかかわらず、審査請求人が本件就労外収入について保護の実施機関に申告しなかったことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てること」又は「消極的に事実を故意に隠蔽すること」に該当し、法第78条の「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものであると言える。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

エ その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の1の(2)及び(3)のとおり主張しているが、いずれも独自の見解に基づくものであって、本件処分が違法又は不当であることの論拠とはなり得ない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年1月30日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年3月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定している。また、法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する」と規定している。

審査請求人が保護の実施機関に提出した、平成30年7月3日付け「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」には、収入の申告義務等について記載されており、保護の実施機関から説明を受け理解したことを認める審査請求人の署名及び押印があることから、審査請求人は、本件就労外収入について収入申告が必要であることを認識していたことが認められる。

しかしながら、A氏から審査請求人の預金口座に、平成30年10月10日付けで120,000円が、同年11月29日付けで80,000円が振り込まれているにもかかわらず、審査請求人は、平成31年1月30日付けで保護の実施機関に提出した収入申告書において、「働きのよらない収入」を0円と記載し、本件就労外収入の申告を怠ったことが認められる。

本件就労外収入について、審査請求人は、D氏に自己名義の預金通帳を2回にわたり貸与した際に、A氏という自分の知らない人物が入金し、D氏がこれを引き出したものであり、入金に心当たりはない旨を主張しているが、当該主張を裏付ける挙証資料が提出されていないこと、また、仮にD氏への預金通帳の貸与が事実であったとしても、暴行又は脅迫等により意に反して預金通帳を取り上げられたといった事実は認められないこと、さらに、銀行へ直接問い合わせる等により預金口座の利用状況の把握や利用停止等の手続を取ることは可能であり、預金口座は審査請求人の管理下にあったといえることから、預金口座に入金があった以上、審査請求人には、法第61条の規定により、本件就労外収入があった事実や経緯等の詳細を、保護の実施機関に対して適切に申告すべき義務があり、審査請求人はかかる義務を怠ったといえる。

したがって、処分庁が、審査請求人が不実の申請その他不正な手段により保護を受けたものであるとして、法第 78 条に基づき費用徴収が必要であると判断したことに、違法又は不当な点は認められない。

また、法第 78 条に基づき徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量の余地はないとされている（問答集問 13 の 22 答）。

本件において、本件処分通知に記載された「不正受給時期」（平成 30 年 10 月 10 日～令和元年 11 月 30 日）において、保護の実施機関が審査請求人に支給した保護費は 2,214,505 円であり、本件就労外収入の額を上回ることが認められることから、処分庁が、本件就労外収入全額を不正受給額とし、法第 78 条に基づき費用徴収額としたことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 谷 本 拓 也